

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 31 年 3 月 29 日・東京都規則第 43 号

1 概要

(1) 改正理由

ア 建築物環境計画書制度関係

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の改正に伴い、建築物環境計画書の提出を求める建築物の対象規模を拡大するほか、所要の改正を行う必要がある。

イ 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

平成 32 年度から始まる第 3 計画期間から新たに適用する事項を規定するほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 建築物環境計画書制度関係

(ア) 新築等の対象

条例の「新築等」の定義に「改築」を追加したことに伴い規定を整備する。

(イ) 建築物環境計画書

a 提出の対象となる建築物の規模について、義務提出者は、「延べ面積 5,000 ㎡超」から「延べ面積 2,000 ㎡以上」に拡大する。任意提出者は、「延べ面積 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡以下」から「延べ面積 2,000 ㎡以下」に拡大する。

b 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）において、規制対象の適用除外となっている建築物（同法第 18 条 2 号及び 3 号）を、建築物環境計画書の提出対象から除く。

c 提出期限を「建築確認申請等の日の 30 日前まで」から「建築確認申請等の日まで」に変更する。

(ウ) エネルギー有効利用計画書

(イ) c の改正に伴い、特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表時期を変更する。

(エ) 地域エネルギー供給計画書

(ウ) の改正に伴い、特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表時期を変更する。

(オ) 省エネルギー性能基準の順守対象

順守対象を、「延べ面積 10,000 ㎡超の建築物のうち、対象となる各用途のいずれかの延べ面積が 2,000 ㎡以上の部分」から「延べ面積 2,000 ㎡以上の建築物のうち、対象となる用途部分の合計延べ面積が 2,000 ㎡以上（高い開放性を有する部分を除く。）の部分」に変更する。

(カ) 建築物環境計画書の変更等の届出

- a (イ) a 及び (オ) の改正に伴い、変更の届出が不要となる場合の規定を整備する。
- b 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入検討義務に、再生可能エネルギーを含む電力の利用に関する検討義務が追加されることに伴い、変更の届出が不要となる場合の規定を整備する。
- c 建築物環境計画書を提出した建築物等の新築等を中止した場合の届出規定を新設することに伴い、届出様式を新たに規定する。

(キ) 環境性能評価書

- a 省エネルギー性能評価書に記載する評価内容に、再生可能エネルギーの利用、建築物の長寿命化及び緑化の措置についての評価を追加する。
- b (キ) a の改正に伴い、名称を「省エネルギー性能評価書」から「環境性能評価書」に変更する。
- c 環境性能評価書の作成対象となる用途部分について、「対象となる各用途のいずれかの部分の延べ面積が 2,000 m²以上の部分」から「対象となる用途部分の合計延べ面積が 2,000 m²以上の部分」に変更する。
- d (イ) b 及び (キ) a の改正に伴い、環境性能評価書の作成等の対象となる建築物の種類を変更する。

(ク) マンション環境性能表示

- a (イ) a の改正に伴い、マンションの環境性能の表示に係る規定を整備する。
- b (イ) a の改正に伴い、マンションの環境性能の任意表示に係る規定を追加する。

(ケ) 提出書類等の提出媒体

別記様式による提出書又は届出書（正本の写し）及び添付書類（正本及びその写し）について、電子媒体による提出も可能とする。

(コ) その他規定整備

第 8 条の 2 及び第 8 条の 6 第 2 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改める。

イ 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

(ア) 削減義務率

- a 第 3 計画期間の削減義務率を新たに規定する。
- b 第 3 計画期間の削減義務率が適用される事業所のうち、主たる用途が病院その他の医療施設で構成される事業所については、その用途の特性を考慮し、激変緩和措置として、削減義務率を 2 % 減ずる。

(イ) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定の効果

第 2 計画期間の途中に受けた優良特定地球温暖化対策事業所の認定の効果期間は、申請を行った年度から起算して 5 年度目の年度までとする。また、再申請（申請を行った年度の属する削減計画期間内において再度行われた申請をいう。）を行った場合の認定の効果も申請を行った年度から起算して 5 年度目の年度までとする。

(ウ) 環境価値換算量の算定方法

電気等環境価値保有量を特定温室効果ガス排出量の削減量に換算する方法について、現行の規則においては太陽光等の一部の再生可能エネルギーに係る電気等

環境価値保有量は 1.5 倍に換算することとしているが、これを廃止し、一律 1 倍換算とする。

(エ) その他ガス削減量

その他ガス削減量の発行可能な期間を、第 3 計画期間まで延長する。

(オ) 基準排出量の変更

a 現行の規則においては、基準排出量の変更の効果期間が「削減義務期間の終了する年度まで」となっているため、第 2 計画期間中の変更の効果を実効期間に持ち越せるよう、規定を整備する。

b 変更量又は増減量を実測により算定する場合において、基準排出量の変更の申請期限である 9 月末日までに実測が完了しない場合の取扱いを新たに規定する。

(カ) 事業者変更手続の簡素化

指定地球温暖化対策事業者の変更に伴い、別記第 1 号様式による「所有事業者等届出書」を提出する場合には、当該届出書に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、事業者の変更を届け出ることを可能にする。

(キ) 口座名義人に係る変更手続の簡素化

口座名義人に係る情報のうち、「振替可能削減量等の管理を行う部署」等の変更については、「口座名義人等氏名等変更届出書」以外の書類に、当該変更のあった旨及び当該変更の内容を記載することにより、変更を届け出ることを可能にする。

(ク) 失効した振替可能削減量等の知事の管理口座への移転

義務履行期限が延長された事業所の指定管理口座又は一般管理口座に記録されている振替可能削減量等については、その算定の対象となる年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間終了後の義務履行期限を経過した後に、知事の管理口座に移転することとする。

(ケ) 指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の添付書類

第 4 条の 8 第 3 項第 2 号に規定する指定取消しの要件に該当した場合において、削減義務期間の終了年度として、要件に該当した年度（中小企業等が所有する部分における原油換算エネルギー使用量の合計が、事業所全体の 2 分の 1 以上となった年度）を選択したときは、指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出の日の属する年度の前年度の特定温室効果ガス年度排出量についての検証結果の添付が必要であることとする。

(コ) 特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出期限

特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度における特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出期限について、指定地球温暖化対策事業者が提出する地球温暖化対策計画書の提出期限に合わせ、「11 月末日又は指定の日から 90 日を経過した日のいずれか遅い日」とする。

(サ) その他規定整備

a 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 43 号）の施行に伴い、第 4 条の 16 第 3 項中「第九条第三項」を「第二十七条第三項」に改める。

b 第 4 条の 21 の 6 第 3 項第 4 号中「第四条の二十一の十四」を「第四条の二

十一の十四第一項」に改める。

c 第4条の21の17第2項第2号及び第3号中「当該」を削る。

2 施行日

(1) 建築物環境計画書制度関連

1 (2) ア (ア) から (ケ) までの事項 平成32年4月1日

1 (2) ア (コ) の事項 公布の日

(2) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度関係

1 (2) イ (ア) から (エ) まで及び (ク) の事項 平成32年4月1日

1 (2) イ (オ) から (キ) まで及び (ケ) 及び (コ) の事項 平成31年4月1日

1 (2) イ (サ) の事項 公布の日

3 問合せ先

1 (2) ア

環境局地球環境エネルギー一部環境都市づくり課建築物担当

直通 03-5388-3515

内線 42-753

1 (2) イ

環境局地球環境エネルギー一部総量削減課事業活動担当

直通 03-5388-3487

内線 42-741